

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十九号

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 庁舎の一部その他の公用の施設に宿泊した場合又は宿泊施設が指定されている場合で、正規の宿泊料を支給することが適当でないと認められるときは、実態に応じた宿泊料の減額を行う。

八 自宅宿泊等、宿泊料を一切必要としない場合には、宿泊料を支給しない。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。